

鶴岡市農業委員会第 27 回東部農地部会議事録

日 時 場 所	令和 5 年 2 月 9 日 (木) 午前 9 時 3 0 分 鶴岡市藤島庁舎 2 階 2 0 5 会議室
出 席 農業委員	1 番 石井 光明 2 番 渡部 長和 3 番 小林 義一 4 番 佐藤 みほ 5 番 工藤 久子 6 番 大沼 恒司 7 番 高橋 好博 8 番 金野 匡良 9 番 新館 登 10 番 佐久間 豊
出 席 推進委員	1 番 森 秀弘 2 番 石川 守 4 番 井上 佳奈子 6 番 齋藤 力 7 番 高橋 聡 8 番 丸山 伸一 9 番 高橋 文雄 10 番 前田 浩 11 番 佐々木 貢昌 12 番 鈴木 聡 13 番 伊藤 由紀子 14 番 亀井 龍夫 15 番 清野 吉喜
遅 参 委 員	6 番 齋藤 力推進委員 13 番 伊藤 由紀子推進委員
早 退 委 員	なし
欠 席 委 員	3 番 齋藤 功推進委員 5 番 碓氷 伸推進委員
事 務 局	局長 佐藤 友志 局長補佐 池原 政志 主査 坂田 英勝 主査 原田 和泉 調整専門員 北山 武徳 調整主任 金内かんな 主事 齋藤 柊士 羽黒分室主任 門間 葉子 櫛引分室調整専門員 鈴木 直司 朝日分室主査 井上 聖
議 事 日 程	1. 開会 2. 議事録署名委員の選出 3. 会期の決定 4. 報告 5. 議事 6. 閉会
	開 会 午前 9 : 3 0
議 長	本日の欠席届は、3 番 齋藤 功推進委員と 5 番 碓氷 伸推進委員、遅参は、6 番 齋藤 力推進委員、13 番 伊藤 由紀子推進委員より提出されております。定足数に達しておりますので、ただ今より第 27 回東部農地部会を開会いたします。 はじめに議事録署名委員を指名させていただきます。議事録署名委員は鶴岡市農業委員会総会及び部会会議規則第 24 条第 3 項の規定により議長において指名したいと思いますがご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議ないものと認め 5 番 工藤 久子委員と、6 番 大沼 恒司委員を指名いたします。次に会期の決定を行います。本部会の会期は本日一日限りとしたいと思います。これにご異議ございませんか。

	(異議なしの声あり)
議長	異議なしと認め、本部会の会期は本日一日限りと決定いたします。それでは報告事項に入ります。
議長	報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について 報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について 報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について 報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について 事務局の説明をお願いいたします。
事務局	(説明)《報告第1号 農地法第3条の3の規定による届出について》
	(説明)《報告第2号 農地法第18条第6項の規定による通知について》
	(説明)《報告第3号 農地法第5条の規定による許可申請の取消について》
	(説明)《報告第4号 農地に関する登記申請に係る登記官からの通知について》
議長	ありがとうございます。報告事項ではありますが、質疑のある方は挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、これより議事に入ります。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局の説明を求めます。
事務局	(説明)《議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について》
議長	これは3条案件ですので、現地調査について担当の委員の報告を求めます。 8番 金野 匡良委員。
8番委員	8番 金野です。羽16から羽23までの羽黒の案件につきまして、2月6日午後4時より、羽黒地域調整委員会で検討いたしました。どの案件も農地法第3条第2項の各項には該当してないこと確認しております。また、現地確認につきましては、降雪のため航空写真にて確認し、問題ないことを報告いたします。
議長	ありがとうございます。 11番 佐々木 貢昌推進委員。
11番推進委員	11番 推進委員佐々木です。櫛15、16の案件につきまして、農業者年金の受給のための親子間の使用貸借の再設定でありまして、すべて農地がきちんと耕作されております。以上農地法第3条第2項の各項には該当しないことを報告いたします。
議長	ありがとうございます。 それでは審議に入ります。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議長	ないようですので、質疑を終結して採決を行います。議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について、原案通り決しました。</p> <p>続きまして、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について、事務局の説明を求めます。</p>
事 務 局	<p>(説 明) 《議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について》</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは38ページから42ページの朝日地区の大変苦勞された案件のようですが、概要の説明ということで事務局の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局	<p>朝日分室の井上です。追加資料の朝日地域農地集約についてをご覧ください。</p> <p>経緯としまして、朝日地域の上田沢集落で多くの農地の耕作していた農家さんが規模を縮小するというので、借入地を手放したい旨の相談を受けました。そのため契約農地について新たに受け手が必要となったのですけれども、同じ上田沢集落でやめる農家さんの隣接した農地を耕作していた隣の倉沢集落の農家さんたち複数名で調整していただき、手分けして耕作管理していただけることになりました。</p> <p>また、それを請け負うかわりに、いくつか今まで作っている農地の交換や、集約によって新たに契約が必要なところが出てきまして、集約状況(2)にもあるとおり、検討した農地の筆としては49筆、そのうち圃場条件や作付を優先した、4筆は契約までは至らなかったのですけれども、新たに見直した農地、交換した農地を含めまして、45筆の農地、出し手15件、受け手9件ということで、契約24件、㎡でいうと60,472㎡の農地を集約して、耕作管理していただくよう自分たちで調整していただきました。</p> <p>集約するまで、亀井委員をはじめ、集落の調整委員、地区代表の方が主に中心となって話をすすめていただきました。集約できた背景としては、やはり地域全体の問題として、農家さんたちが自ら調整していただけたということが一番大きいのではないかと考えています。また所有者も耕作者に頼りっぱなしということもなく、周りの農家に迷惑かけたくないからどうしたらよいかと相談も入ってくるようになりました。</p> <p>また、地元キーパーソンとなる方がいて進めていただいたということが大きいと思えました。亀井委員や、齋藤調整委員が中心となって、すべて行政が入らず、自分たちで集約を調整していただきました。地元委員ということで、圃場の状況がわかるということも大きな集約の要因かと思えますし、集落の耕作者と顔見知りということで、コミュニケーションがとれたことも協力するところでは大きかったと思えます。分室事務局側としても、所有者からご相談を受けるのですけれども、その都度亀井委員に相談させていただき、いざ契約できますよとなった時は、齋藤調整委員の方も地図を見ながら、何度も確認させていただきました。中山間の絡みもあったりして、そちらの方もお互い確認しながら進めることができ、契約もスムーズにできたのではないかと考えています。</p> <p>やはり既に同じ集落で耕作していたということも、圃場状況がわかるというのは、引き受けていただけるための大きな条件だと思います。また今回は圃場状況がわかる方が引き受け手だったことも、調整できた要因のひとつだと思います。今後は集約をしていくためのひとつのポイントとしては、早めにやめるという意思表示をしていただくことで、準備もありますし、別の地区からの入り作になりますと、圃場状況もわからないので、そういったところを確認できる機会があればいいなという意見も若手の農業者からはあるところです。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。農地の移動がうまくまとめていただいたというひとつの事例として報告させていただきました。</p> <p>それでは審議にはいります。</p> <p>8番 金野 匡良委員。</p>

8 番 委 員	52 ページの機羽 33 から 35 までの案件ですが、自分に関わる案件ですので退出許可をお願いいたします。
議 長	8 番 金野 匡良委員の退出を許可します。
	(8 番委員 退出)
議 長	それでは、機羽 33 から 35 までの案件についてのみ、審議を行います。質疑のある方挙手をお願いいたします。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機羽 33 から 35 までの案件についてのみ、採決を行います。議案第 2 号機羽 33 から 35 の案件について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、機羽 33 から 35 までの案件は原案通り決しました。8 番 金野委員の入室を許可します。
	(8 番委員 入室)
議 長	質疑のある方、他にございませんか。 9 番 新館委員。
9 番 委 員	9 番 新館です。49 ページの機羽 19 が私に関する案件ですので、退室の許可をお願いいたします。
議 長	9 番 新館 登委員の退室を許可します。
	(9 番委員 退室)
議 長	それでは、機羽 19 の案件についてのみ審議をおこないます。質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、機羽 19 の案件について賛成の委員の挙手をもとめます。
	(全員賛成)
議 長	全員賛成により、議案第 2 号機羽 19 の案件については原案通り決しました。9 番 新館委員の入室を許可します。
	(9 番委員 入室)
議 長	それでは、今の案件以外について質疑ございませんか。
	(発言者なし)
議 長	ないようですので、質疑を終結し採決を行います。議案第 2 号 農用地利用集積計画(案)の決定について賛成の委員の挙手を求めます。
	(全員賛成)

議 長	<p>全員賛成により、議案第2号 農用地利用集積計画(案)の決定について、原案通り決しました。以上で、本日の審議はすべて終了いたしました。 これもちまして、第27回東部農地部会を閉会いたします。</p>
	<p style="text-align: center;">閉 会 午前10:05</p>
	<p style="text-align: center;">議 長 _____ 佐久間 豊 _____</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署名委員 _____ 工藤 久子 _____</p> <p style="text-align: center;">議 事 録 署名委員 _____ 大沼 恒司 _____</p>